

道路運送車両法施行規則の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 9 月

国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和8年7月31日から令和8年8月30日までの期間、道路運送車両法施行規則の一部改正に係るパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、22件のご意見を頂きました。頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

①募集期間：令和8年7月31日～令和8年8月30日

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

③意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 22 件（提出者数 12 名）

3. ご意見の概要及びご意見に対する考え方

別紙のとおり

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
【制度全般について】 二輪車の希望ナンバー制の導入に賛成。好きな番号を付けることで愛着が増し、所有する事の満足感が高まる。	ご意見ありがとうございます。
【制度全般について】 一部の希望者のために、文字数を増やして制度を複雑化させるなどしてまで二輪車の希望ナンバー制を導入するべきではない。	現行の番号様式では、一部の地域において近い将来に番号が払底する見込みのため、今般、番号様式の見直しを行うものです。この見直しにより使用できる同一番号（4桁の番号）が大幅に増加することから、あわせて希望ナンバー制を導入することとしたものです。
【制度周知について】 希望ナンバー制度の導入には、システムの改修、ナンバープレート製造事業者の金型等の準備期間が必要であるが、公布から施行までの期間が短いため、しっかりと周知すべき。また、制度開始後に、申請者や関係者に混乱が生じないように、手続方法の詳細や、現行の申請書様式が引き続き使用できることを周知徹底すべき。	今般の制度導入にあたっては、ナンバープレート事業者をはじめとする関係者の準備期間等を踏まえて制度開始時期を決定したものです。また、これまでもプレスリリース等を通じ、制度の周知を行ってきたところですが、引き続き円滑な制度導入に向けて制度の周知に努めてまいります。
【視認性について】 ナンバープレートに表示される文字が小さくなるが、十分な視認性を確保できるのか。	国土交通省の定めた自動車登録番号標等の品質基準に基づき試験を実施し、視認性が確保されていることを確認しています。
【番号の運用について】 車両番号に使用するローマ字・数字の範囲や、どのようにしてその文字を選んだのかを明らかにしてほしい。また、軽二輪の車両番号にローマ字を使用してはどうか。	本年3月に使用可能なローマ字及び数字の範囲を公表しており、追加した10種類のローマ字については、アラビア数字や他のローマ字と紛らわしくないものとしております。軽二輪については、今般の様式見直しにより、小型二輪と同様の期間において制度が運用可能である状況のため、現時点では軽二輪の車両番号にローマ字を使用しない予定です。

【抽選制について】 四輪車と同様に、制度開始当初から人気の高い一部の番号に抽選制を導入してほしい。	人気の高い一部の番号について抽選制を導入することとしています。なお、制度開始後の状況に応じ、抽選対象番号の見直しを行う予定です。
【手数料について】 二輪車の希望ナンバー取得に係る手数料について、四輪車と比べて趣味性が高いことや事業の継続性などを考慮して料金設定してはどうか。	希望ナンバー取得に係る手数料は、ナンバープレートの頒布事業者が実費を勘案して設定するものです。料金は地域に応じて異なりますが、2,500 円～3,000 円となる予定です。

上記のほか、今回の意見募集とは直接関係のないご意見が2件ありました。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。